

# 日本におけるNPを巡る10年

草間 朋子

東京医療保健大学 副学長, 日本NP教育大学院協議会 理事長, 日本NP学会 理事長

## I. はじめに

大分県立看護科学大学大学院修士課程において、平成20年に日本で最初のNPの教育が開始されてから9年が経った。業務・裁量権の拡大を目指した看護師の人材育成のスタートであった。法令規定がなく、先の見えない状況下で、教育からスタートさせるという前例のない挑戦に伴う社会的な責任の重い決断には、かなりの勇気が必要であった。

大学院教育の開始に先立ち、大学内に教員12名からなるプロジェクトチームを作り、プロジェクトチームの教員全員が、アメリカ、韓国で1ヶ月の研修を通して、「日本におけるNPの活動の可能性」について学んでくことにした。その結果、研修を経験した教員全員が、「日本においてもNPの制度を取り入れる必要があり、今まさにその時期である」との意見に一致した。文部科学省の中教審の答申（平成13年）の中に、大学院修士課程の教育目標の一つに、「高度の実践者の育成」が掲げられたことも教育を開始する決断を加速する要因の一つになった。

新たな取り組みに対しては、支持的な組織・団体（日本外科学会からはスタートの段階から力強い支援・強力をいただいていた）が存在すると同時に、反対する組織・団体があることは当然なことであり、教育を開始した時点から始まった反対に対しては、「あせらず」「あきらめず」「あまえず」真摯な態度で説明していくことが、理解を得る上で不可欠なこととの姿勢で臨んできた。

教育のスタートからの10年目を目前に控えた今、困難に立ち向かうときには、「初心に返ること」「過去に学ぶこと」の姿勢が必要であると思ひ立ち、本稿では、日本NP教育大学院協議会の10年間の歩みを振り返り、過去の情報を、みなさまと共有しておきたいとの気持ちから筆をとらせていただいた。

## II. 大学院修士課程でのNP教育のスタート

### (1) 日本におけるNPの教育の必要性を考えた理由

日本における高齢化社会が急速に加速し、「在宅医療」、「チーム医療」の必要性が話題（「5つの安心プラン」、「安心と希望の医療確保ビジョン」など）になりつつある中で、平成4年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の制定に伴い看護教育の高度化がいきに進出し、学部課程だけではなく、大学院課程の設置校が増加したにも拘らず、看護系大学の修士課程の定員充足率は、全国的に芳しくなかった。そこで、大学院修士課程を活用して、対象者に医療的介入もでき、タイムリー、効率的に対象者の「症状マネジメント」ができる看護職の育成を目指し、大学院修士課程での教育資源を、超高齢社会に向けて還元していく取り組みを考えた。保健師助産師看護師法（以下、保助看法）上は、看護職の独占業務である「診療の補助行為」は、医師の指示が必要とされている中で、安全性の高い診療行為に関しては医師との役割分担を明確にした上で実施できる看護職の育成を目指すことにした。

既に、平成7年から看護系大学院修士課程で育成されていた「専門看護師（CNS）」とは、業務範囲・裁量権が明らかに異なると考え、看護師のキャリアアップの多様な選択肢の中で、それぞれの役割を果たしていくことが国民のQOLの確保のためには最善の方法と考えて業務拡大を目指したNPの育成をスタートさせた。

### (2) NPの活動領域を考慮した人材育成（教育）

アメリカでは、1965年にNPの教育が開始され、50年以上の歴史の中で、NPの活動領域が多岐にわたる専門に分科されていた（現在は、2008年のコンセンサスモデルにしたがって、集約化が行われている）。日本でのNP教育にあたっては、医療に関わる社会的な課題に対応できるNPを目指すことが、国民、社会の理解が得

やすいと考え、在宅医療（慢性疾患患者を中心）をカバーできるNPとして「プライマリ領域」、救急医療等を中心とした急性疾患患者をカバーできるNPとして「クリティカル領域」を考え、大分県立看護科学大学では地域特性を考え「プライマリ領域」のNPの人材育成を目指した。平成22年に開設された東京医療保健大学では、国立病院機構の支援・協力を得て、「クリティカル領域」をカバーできる人材育成を開始した。

### (3) 医学教育を中心としたNP教育

安全性の高い「医療的介入」も実践できるNPとして育成するためには、看護基礎教育課程、現任教育の過程で不足してきた医学の基本的な知識・技術、とくに3P (Advanced Physical Assessment, Pharmacology, Pathology) に関連した知識等を系統的に学び、実践現場での確かな臨床推論、治療的介入ができるスキルを習得することを目指した。このため、大学院修士課程での教育の大部分を臨床現場の医師に依存する必要があった。このことが、「ミニ医者をつくらうとしている」「看護教育を医師に委ねるべきではない」「医学がやりたかったら医学部へいけばよい」等の批判的となったが、NPは看護に基盤を置いた職種であるという基本姿勢を貫いてきた。「看護のこころ」を堅持し、発揮していくために、大学院への入学要件の一つとして「看護の実践の経験5年以上」をあげている。近い将来には、NPによるNPの教育が実現することを期待している。

## Ⅲ. 制度化・法制化に向けての活動

### (1) 日本NP教育大学院協議会/日本NP学会

NPの人材育成・教育に関心をもつ大学院3校（大分県立看護科学大学、国際医療福祉大学、東京医療保健大学）が集まり、日本におけるNPの養成教育の標準化、法制化等を目指した活動を進めていくために、平成20年10月に「日本NP連絡会」を立ち上げ、NPの制度化に向けて厚生労働省医政局看護課への要望等を繰り返した。この時に日本NP連絡会が作成した「要望書(A4 7枚)」の内容は、NP活動の方向性を明示したものであり、今後の活動にも示唆を与えるものであると思っている。

平成21年10月には、「日本NP連絡会」を「日本NP

表1 診療看護師（NP）の養成教育

【平成20年度】	大分県立看護科学大学：慢性（老年／小児）
【平成21年度】	国際医療福祉大学：慢性、クリティカル
【平成22年度】	東京医療保健大学東が丘看護学部：クリティカル 北海道医療大学：プライマリケア
【平成23年度】	東北文化学園大学：クリティカル
【平成24年度】	藤田保健衛生学院大学：クリティカル
【平成25年度】	愛知医科大学：クリティカル

協議会」に発展させた。平成27年4月には「一般社団法人 日本NP教育大学院協議会」とした。さらに、NPの制度化等に向けてのエビデンスを創出し、「NP学」の発展に向けた学術面の強化を図るために、平成27年「日本NP学会」を設立した。現在日本NP教育大学院協議会に加盟している大学院を表1に示す。今後増えていくことを期待している。

国民にNPを身近な存在として馴染んでいただくためには、NPに関する日本語の名称が必要と考え、Web上の公募等を通して、「診療看護師」とすることにした。これを期に、特許庁に対して、「NP（診療看護師）」の商標登録を行った（平成26年）が、異論の申し出があり、残念ながら叶わなかった。

### (2) 「構造改革特区」の提案

新たな制度として国民に理解してもらうためには、医療の受け手である「患者」ばかりでなく、提供側「NP」の安全・安心を担保する必要があり、系統的な教育と同時に「法制化」までもっていくことが不可欠と考えた。法制化の取り組みを思案しているときに、ある国会議員から「構造改革特区」のアイデアがあることの情報을いただき、早速、大分県の協力（特区提案が採択された場合に申請母体が必要となる）を得て、大分県立看護科学大学と社会医療法人大分岡病院と共同で構造改革特区の提案をすることを決定し、内閣府に何回も足を運び相談に載っていただき、平成20年11月に8項目（高血圧患者に対するDO処方、死亡の確認など）の特区提案を行った。この提案に対して厚労省からは、「医学を系

統的に学んでいない看護師が提案された医行為を実施することは患者に衛生上の危害を生じる恐れがあること」を理由に採択していただけなかった。ここで諦めてはいけなと考へ、その後、13項目、18項目と項目を増やし、特区提案を継続した。この間に、内閣府に設置されていた「構造改革特区区域特別推進会議本部 調査・評価委員会」でのヒアリングの機会を与えられた。ヒアリングの機会を得るために、NPの育成を支持し続けていただいた国会議員、日本看護連盟会長の積極的な働きかけがあった。調査・評価委員会は、「日本においてもNP（専門性の高い職務が可能な看護師）の必要性に関する調査審議を行うべきであること」を厚労省に勧告した。さらに、「経済改革基本方針2009」の規制・制度改革に関連した結論として、「医師と看護師等との間の役割分担の見直しについて専門家会議で検討し、具体策を平成21年度内に出すこと」が閣議決定された。このような動向を受けて、厚生労働省が「チーム医療の推進に関する検討会」を平成21年8月に設置した。これを契機に、特区提案を中止したが、厚労省からは、「このような制度は、限られた区域大分県で行うものではなく、全国レベルで行うことである」とのご意見もいただいた。

#### IV. 改正保助看法に至るまで

##### (1) 「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書

検討会からは、平成22年3月に、看護師の役割拡大をしていくために、①看護師が自律的に判断できる機会を拡大し、②看護師の実施可能な行為の範囲を拡大する方向性として、「特定看護師（仮称）：医師の「包括的指示」の下で「特定の医行為」も実施できる看護師」が提案された。報告書に引き続き、厚労省は平成22年5月に「チーム医療推進会議」と「チーム医療推進のための看護業務検討WG」を設置し、①看護師の業務の範囲、②「特定の医行為」の範囲、③特定看護師（仮称）、④「特定看護師（仮称）」の養成課程の認定基準に関する検討が開始された。報告書の段階で止まっていれば、今回の保助看法の改正までに至らなかったと思われる（准看護問題は平成8年の報告書で止まったままである）。

##### (2) 保助看法改正（平成26年6月）に向けての行政レベルでの検討の経緯

チーム医療推進会議で「特定看護師（仮称）」から始まった検討は、31回に及ぶWGの検討、社会保障審議会医療部会の審議において、「看護師特定能力認証制度」（平成23年11月）、「特定行為に係る看護師の研修制度」（平成25年8月）と変遷し、最終的には、「特定行為に係る看護師の研修制度」として保助看法の改正（平成26年6月）という形で法制化されることになった。

当初、「特定行為に係る看護師の研修制度」の3つの柱は、①特定行為、②研修制度、③研修修了者への厚生労働大臣の認証と看護師籍への登録であったが、③に対して厚生労働部会での意見がまとまらず、平成26年の通常国会への提案が難しい事態に成りかねなかった状況（平成25年12月）にあった時に、全国の看護連盟の協力があったこと、および、法律案では「特定補助行為」となっていたものを「特定行為」に変更できたことは看護職の代表の国会議員の尽力があったことなど、多くの人々のご支援により、ようやく保助看法の改正まで漕ぎ着けられたことをこの機会に是非伝えておきたい。

##### (3) 保助看法制定までのモデル事業の実施

法改正までの過程で、厚労省は制度化にむけての情報入手するために養成課程での実績を集約するために2つ試行事業（「特定看護師（仮称）養成調査試行事業」（平成22年度）「特定看護師（仮称）業務試行事業」（平成23年））を立ち上げた。この2つの試行事業があったおかげで、改正保助看法の施行（平成26年10月）から2年しか経たない今、約250名のNPを社会に送り出すことができたと思っている。

#### V. 保助看法の改正「特定行為に係る看護師の研修制度」の意義

改正保助看法の内容は、日本NP教育大学院協議会が、当初、意図していたものとはかなり異なる内容となってしまったことは否めないが、①看護職の役割拡大の「最初の一步」を踏み出すことができたこと、②看護師が、「チーム医療のキーパーソン」として、制度的に位置づけられ、高度な判断力、臨床実践能力を発揮し医療安全に配慮した実践ができる基盤を構築することができたことは評価すべきであると考えている。

## VI. 今後の課題

### ①法制化の必要性

NPは実践者である。安心・安全な医療を提供できる看護職として活動していくためには、「資格」として認められることが重要である。国が認める資格にしていくためには、法制化が不可欠である。「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」では、保助看法の一部改正について「新たな職種の創設等については、関係職種の理解を得つつ検討を行うよう努めること」として明記されている。法制化にあたっては、組織の力が必要である。日本看護協会等と協力し、NPの資格化に向けての法制化の活動をしていかなければならない。日本看護協会からは、平成24年以降の重点政策・重点事業に「看護職の役割拡大」を取り上げ、協力をいただいていた。平成29年度の重点政策・重点事業に「看護職の役割拡大の推進と人材育成 ナースプラクティショナー（仮称）制度の構築の推進」をあげていただいていることも、今後への夢を膨らませることができる。

法制化を実現していくためには、「政治の力」「行政の力」が必要である。

社会の変革に対応していくためには、NPとしての実

績を確実に積み、それを社会に対して発信していかなければならない。日本NP学会の果たす役割は極めて大きい。とくに、目前の活動として診療報酬・介護報酬の同時改正（2018年）に向けて発言していかなければならない。

### ②看護界・医学界の意見の一致

国民の健康に寄与していくことが、医療・看護の基本姿勢である。医療職同士がお互いの専門性を認め、パートナーシップを発揮していくことこそが、実効性のあるチーム医療の実現に向けての道筋である。

## VII. おわりに

2025年（医療・社会保障改革の目標年）、さらに、2035年（厚生労働大臣私的懇談会による「保健医療2035提言書」）、2040年に向けて日本の医療・社会保障制度改革が急速に進められている。このような中で、NPとしての役割を効果的、効率的に発揮できる土壌をつくっていくために、NP自身がアンテナを高くし、社会の動向に敏感に対応し、自分たちの課題は自分たちで解決していく姿勢が必要である。